

## 令和8年度 生産性向上支援サポーター募集要領

---

公益財団法人あきた企業活性化センター（以下「実施機関」という。）では、中小企業庁（以下「国」という。）令和8年度「中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業（秋田県よろず支援拠点生産性向上支援センター）」の実施にあたり、秋田県内の中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援する生産性向上支援サポーターを次のとおり募集します。

### 1 業務内容

令和8年4月1日開設予定「秋田県よろず支援拠点生産性向上支援センター」（以下「センター」という。）において、中小企業・小規模事業者等（以下「企業等」という。）からの生産性向上（5S、工程改善、省力化、デジタル化等）に関する相談に対応し、複数回の現場訪問や生産性向上取組計画の策定を含む徹底した伴走支援を通じて、課題解決に向けた提案・助言等を行う。

また、同センターに関する広報活動、支援対象者の発掘、拠点運営に係わる業務などを行う。

なお、業務においては、よろず支援拠点ワンストップ相談窓口、実施機関、商工団体・金融機関・自治体等の支援機関等（以下「支援機関等」という。）と適切に連携する。

- ① 企業等の生産性向上に関する提案・助言・フォローアップ
- ② 企業等の経営課題に対応した支援機関等との相互連携した支援
- ③ 経営課題解決に資するセミナーの企画・開催
- ④ 広報活動等によるセンターのPR、新規相談者の掘り起し
- ⑤ 会議や研修等への参加
- ⑥ 相談の記録及び業務報告書の作成
- ⑦ その他上記に関連する付随業務

### 2 募集内容

(1) 募集職種 生産性向上支援サポーター

※本契約は、民法上の準委任契約に該当する業務委嘱契約です。

(2) 募集人員 以下のとおり（支援が可能な業種を一つ選択すること）

- ・ 宿泊業で1名
- ・ 小売業、生活関連サービス業（理容業、美容業、クリーニング業、冠婚葬祭業）及びその他サービス業（自動車整備業、ビルメンテナンス業）で1名
- ・ 製造業（食品製造業）で1名
- ・ デジタル活用で1名

(3) 契約期間 委嘱契約締結日から令和9年3月31日まで

(4) 契約報酬 報酬日額 33,000円（消費税及び地方消費税含む）

※1日の業務時間が4時間以上7時間45分未満の場合は日額の半額をお支払いいたします。

※時間外手当や深夜手当等は発生しません。

※報酬は月末締／翌月21日支払です。（年度末等には変更の可能性あり）

(5) 諸手当等 なし（対象外）

※業務遂行に必要な旅費は、別途定める基準に基づき支給します。

---

- (6) 社会保険 なし（対象外）
- (7) 業務日数（想定） 月4日～8日程度。ただし、業種や業務状況によっては、業務が発生した場合に都度依頼する場合があります。
- (8) 業務場所 依頼により決定します。例示として実施機関や支援先企業のほか、県外業務（研修関係）をお願いすることも想定されます。
- (9) その他 業務に使用するパソコン、携帯電話等の貸与はありません。

### 3 応募資格

以下のすべてを満たす方を対象とします。

- (1) 対話と傾聴を通して企業等に寄り添い、企業等への支援に熱意を持って、かつ、親身に対応できること。
- (2) 企業等の現場において生産性向上に取り組んだ経験、支援者として生産性向上支援の経験、またはそれと同等のスキルを有すること
- (3) 業務プロセス改善、デジタル活用などの生産性向上分野において優れた知見・支援能力等を有し、企業等が抱える課題を的確に把握・分析し、具体的な解決策の助言ができること
- (4) 特に「省力化投資促進プラン」に指定されている以下の業種の支援ができる方

〈今回募集する業種〉

- ①宿泊業
- ②小売業
- ③生活関連サービス業（理容業、美容業、クリーニング業、冠婚葬祭業）
- ④その他サービス業（自動車整備業、ビルメンテナンス業）
- ⑤製造業（食品製造業）

このほか、「省力化投資促進プラン」には次の業種が指定されています。

【飲食業、製造業（中小製造業）、運輸業、建設業、警備業】

（内閣官房HP [https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii\\_sihonsyugi/](https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii_sihonsyugi/)）

- (5) 専門・知見を有する業種に限らず、その他の業種の企業等支援にも従事することとなる可能性があるため、他業種についても積極的に学び、支援に必要な知識を身につけていく意欲等を有すること
- (6) センターに配置される統括サポーターや他のサポーター、秋田県よろず支援拠点ワンストップ窓口、実施機関、支援機関等と協力・連携して業務を行うことができること
- (7) パソコン（ワード、エクセル、パワーポイント等）、インターネット（電子メール、インターネット検索、チャットツール等）、オンライン相談（Microsoft Teams 等）を活用し、自律的に業務を遂行できること
- (8) 普通自動車運転免許（AT 限定可）及び自家用車を有し、県内移動が可能なこと

### 4 応募に当たっての留意事項

- (1) 応募、面接に要した費用は、全て自己負担となります。
- (2) 委嘱した場合、プロフィール等の情報をホームページ等で公表します。
- (3) 本事業の支援で得られた全ての成果は、原則として支援を受けた企業等に帰属します。
- (4) 生産性向上支援サポーターは、本事業により支援を受けた事業者の秘密を厳守するとともに、これを自己の利益に利用してはいけません。本事業の終了後も同様とします。

(5) 次のいずれかに該当するときは、委嘱を取り消し、氏名や取消理由などを公表することがあります。

- ① 本事業の目的又は内容から逸脱した行為を行ったと認められる場合
- ② 申請内容に虚偽があることが判明した場合
- ③ 実施機関、国等に虚偽の報告をしたことが判明した場合
- ④ 法令等に違反する行為を行ったと認められる場合
- ⑤ 社会的信用を失墜する行為を行った場合
- ⑥ その他、公的機関が委嘱する支援者として不適格と認められる場合

## 5 選考

### (1) 選考方法

書類選考の後、選考委員による個別面接を行い、業務委嘱者を選定します。書類選考の通過者には面接日時・場所等を別途連絡します。

### (2) 選考結果の通知

選考結果については、書面等で通知します。なお、結果に関する問い合わせについては回答いたしかねますので、御了承ください。

## 6 募集スケジュール

- |            |                    |
|------------|--------------------|
| (1) 募集開始   | 令和8年3月18日(水)       |
| (2) 募集締切   | 令和8年4月7日(火)17時まで必着 |
| (3) 書類選考   | 令和8年4月9日(木)頃       |
| (4) 個別面接   | 令和8年4月15日(水)       |
| (5) 選考結果通知 | 令和8年4月中～下旬         |

## 7 応募方法

次の提出書類を、「8 応募書類提出及び問合せ先」のメールアドレスへメールにてご提出ください。提出いただく際は、メールの件名(題名)を必ず「【応募】令和8年度秋田県生産性向上支援サポーター募集について」と明記ください。

なお、提出された応募書類は返却いたしません。ただし、秘密保持には十分配慮します。

- (1) 様式1 応募申請書
- (2) 様式2 暴力団排除に関する誓約書
- (3) 履歴書(任意書式、最近6か月以内に撮影した本人の写真を貼付のこと)

※本募集は、国の令和8年度予算等により実施するものであり、令和8年度予算等の成立および実施機関が中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業(よろず支援拠点事業)(以下「よろず支援拠点事業」という。)の委託先として、当該事業を受託することを前提としています。また、国が定めるよろず支援拠点事業募集要領の内容や予算規模によっては、業務委嘱に係る計画の変更または業務委嘱の中止を行う場合があります。

## 8 応募書類提出及び問合せ先

公益財団法人あきた企業活性化センター 総合相談課 佐々木、三浦、戸島  
住所：〒010-8572 秋田市山王三丁目1-1 秋田県庁第二庁舎2階  
電話：018-860-5610 メール：akita.yorozu@bic-akita.or.jp